



あいづ

〔発行〕自治労  
福島県本部会津総支部  
〔所在地〕会津若松市西栄町  
7-9 会津労働福祉会館2階  
〔連絡先〕  
jitirou.aizu@gmail.com  
(携帯) 090-3361-8400

【図表1】立憲民主党ホームページより



「食料品消費税ゼロ法案」を衆院に提出  
「食卓の危機」を乗り越える

2025年10月31日

立憲民主党は10月31日、「食料品消費税ゼロ法案」(正式名称:飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案)を衆院に提出しました。本法案は、先の参院選において公約した「食料品消費税ゼロ」の実現を図るために提出をしたものです。

今、食料品の高騰が家計を直撃しています。民間の調査によれば、10月だけで3000品目以上の値上げが行われており、今年1年間では2万品目を超える食料品の値上げが行われる見込みです。所得が低い人ほど食料品の支出割合は高い傾向にあることから、現下の食料品高騰は極めて深刻な問題であり、まさに「食卓の危機」です。「食料品消費税ゼロ」は、この危機を乗り越える上で非常に有効な政策です。

法案提出後、記者団の取材に応じた吉田はるみ代表代行は、今回の法案提出について「とにかく食べ物に対する不安が大きいということをしっかりと支えたいという思い」であると述べ、この法案をもとに「国会の議論を活発化させたい」と意気込みを語りました。

▼立憲民主党は、先の参議院選挙で公約した「食料品消費税ゼロ」を実現するため、10月31日に「食料品消費税ゼロ法案」を衆議院へ提出しました。「食料品消費税ゼロ」を公約に掲げた政党は複数ありますが、これが実現するか?検証していきたいと思います。

▼今回の紙面学習シリーズは、「消費税」の2回目です。1回目は、5月1日号で特集していますので、併せてご確認ください。

▼「食料品の消費税がゼロになつたら家計が助かる」と思われた方が多いのではないかと思いますが、現実には、そんな単純な話ではないようなのです。結論めいたことを書く前に、「消費税」の1回目の機関紙から、再確認の意味でポイントを記載します。

①消費税は消費者が支払うものではなく、事業者(販売者)が支払うものです。消費者は、消費税分が価格転嫁

された「高くなつた商品」を買っていいだけです(一般に、消費者が支払った消費税は国内取引にかかるものであり、輸出にかかる売上には課税されません。輸出業者には、仕入れ等にかかる消費税が「輸出還付金」として還付されます)。

③派遣社員を入れている事業者は、派遣会社に対して消費税を支払うので、この分を差し引いて納税します。派遣社員を増やすことで、人件費が安くなり節税も可能となるのです。

④消費税は特別会計に入れているわけではないので、政府の言う「社会保

## 紙面学習

### シリーズ40 「消費税」の闇・2

立憲民主党が、衆院に提出した「食料品消費税ゼロ法案」は、本当に庶民の生活を助けることになるのか?検証します!

## 当面の日程

- 12月6日(土)  
13:30~四総支部フットサル交流会(ジビレッジ)
- 12月13日(土)  
13:30~総支部青年女性部学習交流会(ボウルサンシャイン)
- 12月16日(火)  
10:00~共済県支部新任担当者研修会(福島GP)

【図表2】パターンによる飲食店の利益変動

(パターンI) ●仕入が8%減で取引てきた場合		
●売値を変更しなかった場合		
項目	現行	改正後
仕入れ価格 A	108円	100円
仕入れの税 B	8円	0円
売上 C	1,100円	1,100円
売上の税 D	100円	100円
納税額 D-B=E	92円	100円
利益 C-A-E=F	900円	900円

(パターンII) ●仕入が8%減で取引てきた場合		
●売値を変更した場合		
項目	現行	改正後
仕入れ価格 A	108円	100円
仕入れの税 B	8円	0円
売上 C	1,100円	1,090円
売上の税 D	100円	99円
納税額 D-B=E	92円	99円
利益 C-A-E=F	900円	891円

(パターンIII) ●仕入価格が変わらなかった場合		
●売値を変更した場合		
項目	現行	改正後
仕入れ価格 A	108円	108円
仕入れの税 B	8円	0円
売上 C	1,100円	1,090円
売上の税 D	100円	99円
納税額 D-B=E	92円	99円
利益 C-A-E=F	900円	883円

(パターンIV) ●仕入価格が変わらなかった場合		
●売値を変更しなかった場合		
項目	現行	改正後
仕入れ価格 A	108円	108円
仕入れの税 B	8円	0円
売上 C	1,100円	1,100円
売上の税 D	100円	100円
納税額 D-B=E	92円	100円
利益 C-A-E=F	900円	892円

障の財源」というのも真っ赤なウソです。消費税は一般財源であり、何に使われているのか特定することはできません。

▼それでは、本題です。【図表2】飲食店の場合で考えてみますが、その前に、事業者（仕入れ先も、飲食店も）は、消費税率が変わったからといって、その分を価格に反映しなければいけないというような決めはありません。事業者の考え方を委ねられており、事業者は売上額に応じて、消費税相当分を納税するだけです。

（パターンII）理解のある仕入れ先で消費税相当分が安くならました（パターンIII）仕入れ先の消費税相当分が安くならなかったものの、苦渋の選択で売値を下げた場合です。利益が17円減っています。

（パターンIV）仕入れ先の消費税相当分が安くならず、やむなく売値を据え置いた場合です。利益が8円減っています。

▼おそらく、可能性が高いのはパターンIIIではないかと思います。何にしても、食料品の消費税がゼロになつたとしても飲食店が儲かるわけではありません。売値を上げれば儲かりますが、消費税がゼロになつたのに売値を上げることは、ほぼ不可能ではないでしょうか？だから、消費者も外食代が安くなるわけではないし、安くなった食料品を買えるわけではない：そんな可能性が高いということです。儲かるのは、売上に係る消費税がなくなり、仕入れに係る消費税が還付される大手食品メーカーだけ、そんな話もあります。

○早いですね、師走になりました。あつという間に年末、そして新年を迎える忙ただしい時期です。健康管理を徹底したいものです。○さて、本文の続きです。「食料品消費税ゼロ」って聞くと、単純に消費者は喜ぶと思いますが、飲食店等に、そのしわ寄せがいくわであります。やはり、必要なのは（消費税全体の段階的税率軽減を踏まえた）消費税「廃止一択」なのです。そう思いませんか？皆さん！

（坂内）

## 編集後記



### 総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



### 機関紙

総支部機関紙のバツクナンバーは、こちらから。

